

＜教育判例研究(29)＞進学塾塾長の受講生徒に対する性犯罪--被害者が「抗拒不能」の状態にあったと認められた事例

著者	星野 豊
雑誌名	月刊高校教育
巻	40
号	4
ページ	88-91
発行年	2007-03
URL	http://hdl.handle.net/2241/105871

2007. 3
高校教育

29

教育判例研究
教育法令理論研究会

判例研究を
教育現場に
生かす

進学塾塾長の受講生徒に対する性
犯罪

—被害者が「抗拒不能」の状態に
あつたと認められた事例—

横浜地方裁判所平成一六年九月一四日判決・
判例タイムズ一八九号三四七頁

問題の所在

生徒が社会的に成長していくためには、
家庭の内部にのみとどまるのではなく、学
校、地域、社会との幅広い接触を主体的に
持つていくことが必要となるが、その過程
で生徒に対する危険が半ば必然的に生じう
ることも、残念ながら無視できない。本稿
では、地元では名門とされ、相当数の生徒
が受講していた大学進学塾の塾長が、受講
生徒に対するわいせつ行為を繰り返したと
して有罪とされた刑事事件を取りあげ、生

徒の側における危険への対応のあり方につ
いて考えてみる。

事案の概要

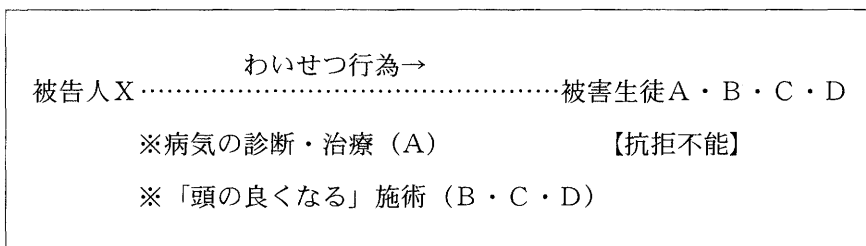
被告人Xは、自己の経営する医学系大学
受験を専門とする学習塾において、塾長と
して受講生徒の指導に当たっていた者であ
るが、同学習塾の授業等において、自己が
有名大学を卒業していること、著名外国大
学に留学していること、自己が医師であつ
て高度かつ先端的な研究に従事しているこ
と等の嘘言を繰り返し、受講生徒らにその
旨を信じさせていた。

本件は、Xが、被害者である受講生徒A
(被害当時一四歳ないし一六歳)、B(同一
四歳ないし一五歳)、C(同一一六歳)、D
(同一一五歳)の四名(いずれも女子)に対
し、次のような各犯行に及んだとして起訴

されたものである。

①Xは、平成一二年四月頃から、Aの顔

【事実関係図】



にほくろがあるこ
とについて、「君
はメラノーマかも
しれない」「メラ
ノーマはほくろが
癌化して全身に広
がる。
メラノーマにか
かったらもって半
年」「病院で切り
取って調べると、
悪性になって全身
に広がる。病院に
は行くな」などと
断言し、不安を覚
えて左乳房下のほ
くろについて相談

判決要旨

有罪（懲役八年）。

XのAないしCに対する「各行為はいずれも刑法一七八条、一七六条前段……に、」Dに対する行為は「同法一八一条……にそれぞれ該当する」。

「弁護人は、被害者らは、わいせつな行為をされること自体を理解・容認しており、その動機に誤信があったに過ぎないから、刑法一七八条の「抗拒不能」に該当しない旨主張するが、……被害者らは、本件各欺罔時、一三歳ないし一六歳の素直な性格の少女らで、いずれもXの指導を受けていたが、合格実績や著名大学卒、海外留学、先端研究などを吹聴するXの言動を信じ込んで塾長で優秀な医師として強い畏敬の念を懐いて心服しきっていたうえ、Aは悪性腫瘍や癌等の病気への強い不安を懐かされXの診療に依存せざるを得ない心理状態に陥っていたこと、他の被害者らはいずれも受験生として成績向上を強く望んでいたため成績向上のための特殊な治療的行為である

の生徒たちはみんな大学に受かっている」などと申し向け、BをしてXの指示どおりに診療、施術を受ければ頭が良くなり受験に役立つものと信じ込ませたうえで、平成一四年五月二六日頃ないし同年一月二三日頃、少なくとも二回、前記個別指導教室において、Bを全裸にして乳房を揉むなどし、Bを俯せにさせて背中を強く押して前記施術を装う動作をしつつ、陰部を押し広げてビデオカメラで撮影するなどした。

③ Xは、平成一五年一月一八日頃、成績について相談しに来たCに対し、前記Bに對するのと同様の「頭の良くなる治療」を受けてみることを持ちかけ、同月二六日頃、同学習塾塾長室において、ほぼBに對するのと同様の行為をした。

しに来たAに対し、診察と称して半裸にしてほくろを見つけると、「普通のほくろとは違う」「もしこのほくろがメラノーマだったら、乳房に、触ると分かるようなしこりができる。癌を早期発見するためには触診したほうがいい」「胸にほくろがあると乳癌になりやすい。乳癌になると子宮に転移しやすい」「子宮に転移したかどうかは、指を入れて触ると分かる」「治療をやめると一気に悪い方向へ行くかもしれないから続けなさいといけない」などと申し向け、Aをして、Xからの治療を受ける必要があると信じ込ませたうえで、平成一三年四月一四日頃から、同一五年七月一七日頃にかけて、少なくとも五回、Aを同学習塾の教室ないし個別指導教室において、半裸あるいは全裸にさせ、乳房ないし陰部を指ないし舌で弄び、陰部をビデオカメラで撮影するなどした。

② Xは、平成一四年五月二五日頃、Bに對し、「君は数学ができないようだ。まだ受験に間に合うから脳が活性化するような治療をしてあげる。背中を指圧すると頭が良くなる」「前にもやった生徒がいて、そ

と信じ込んでしまったことなどから、本件各行為の外形的な認識はあっても、Xにわいせつ目的などではなく正当な診療・治療等の行為を行うものと信じ込まされていたものと認められる。そうすると、いずれの被害者も、Xのわいせつ目的を疑ったり、性的行為を拒むことが著しく困難な状態にあったことは優に肯認することができるから、前記「抗拒不能」の状態に当たるものと認めるのが相当である。」

争点の検討

本件は、大学受験のための学習塾の塾長が犯した犯罪に関するものであり、厳密には学校で発生した事件ではないが、被害に遭った受講生徒が中学生ないし高校生であったという点において、学校関係者にとっても無視できない問題点を含んでいる。以下では、まず本件で問題とされた犯罪に関する法律上の論点について検討した後、学校関係者が生徒を被害から防御するための対応についても考えてみることにしたい。

本件でXが起訴されているのは、言うま

でもなく性犯罪であり、刑法一七六条（強制わいせつ罪）、同一七八条（準強制わいせつ罪）に該当する旨の判決が下されているわけであるが、法律上の論点としては、特に、一七八条一項にいう「人の……抗拒不能に乘じ、若しくは抗拒不能にさせて」という文言に本件のXのような行為が該当するかが問題となる。

ここで言う「抗拒不能」とは、要するに被害者が抵抗できなくなることであり、典型的には身体を拘束されたり、薬物等により抵抗力を弱められたりする状況を指すわけであるが、より広くは、いわゆる社会的な抗拒不能、すなわち、被害者と加害者との社会的関係や、加害者の有する社会的地位、知識、権威等により、被害者が加害者に対して事実上抵抗することが社会的、心理的に困難となる状況を含む、とされている。

具体的に過去の裁判例で抗拒不能が認められたものとしては、警察官、弁護士、医師、教師、宗教関係者等（これらの職業に従事していると偽った場合を含む）、被害者に対して心理的社会的影響を与えうる者

が、正当な職務ないし目的があるように見せかけて、被害者に対してわいせつ行為を働いた、という場合が挙げられている。但し、何を以て被害者が心理的ないし社会的に加害者に対して抵抗できなくなるかの判断はやや微妙であることが避けられず、現代医学とは全く異なる霊感治療であると当初から明示してわいせつ行為を行った事件で、無罪判決が出たこともある。

本件の場合、Xが、学習塾の塾長として、受講生徒に対して知識、技能を優越的地位を以て教授し、その社会的地位や受験に関する知見において、受講生徒に対し社会的、心理的に影響を及ぼすことが可能な立場にあったことは明らかであるから、受験に関する知見や塾長としての立場を利用した言動に関して、被害者であるAらが抗拒不能な状態に陥った、という認定は、これまでの裁判例との関係から考えれば、ごく自然に導かれるものである。加えて、本件でのXは、自己を医師であると称し、Aに対しては直接にAが病気であると申し向け、BないしDに対しても、Xの行う「施術」により成績の改善が図られる旨を断言し、本

件各行為が「治療」あるいは「診療」であるとしてわいせつ行為に及んでいるわけであるから、仮にBないしDが受けた「頭の良くなるプログラム」が第三者から見ても十分に非科学的と判断されるものであったとしても、本判決における抗拒不能の認定や、Xを有罪とした結論は、十分支持されるものと思われる。

このように、本判決に関する法律上の問題点は、従来の裁判例の一般的傾向から考える限り、ごく当然の判断として支持されるべきものであり、Xのような行為が刑事処分の対象とされるべきことは、社会常識から考えても全く異論の生じないものと考えられるが、学校関係者が、生徒をこの種の被害から防御しようとするための対応について考えようとする場合には、必ずしも事態が単純でない場合があることに注意しなければならない。

すなわち、本件の事実関係をやや詳細に見てみると、AらがXから本件各行為について当初の欺罔を受けたとされる時点と、少なくとも明確に被害を受けたと認定されている時点とは、短くとも一日、場合によ

りある程度の期間が経過しており、この間に、Aらが学校、家庭等において、Xの申し向けてきた「治療」ないし「施術」に対して相談ないし確認することができなかつたかについては、十分検討する必要がある。

一般に、被害者を不安に陥れて抗拒不能とすることを意図する加害者は、被害者が第三者に対して当該事実について相談したり、知識を得たりすることを禁止ないし制限するものであり、本件でのXもAの「メラノーム」の治療に関して同旨の発言をしているようであるが、それにしても、多方面から知識を得ること自体が健康維持や成績向上のための障害となることは理論的にありえない、ということも、被害防止の最小限度の知識として、学校や家庭において予め教えておくことは、今更ながら不可欠であろう。また、一旦被害に遭った後においても、加害者から被害者に対して、第三者に対して口外することが被害者にとつて望ましくない旨の脅迫、欺罔等がなされることも十分考えられるところであり、学校関係者は、生徒の日常の言動の変化等から、被害の可能性の有無を常に探ることが必要で

あるように思われる。

さらに、本件では、虚偽の医療知識に基づいた「治療」「施術」が問題とされたため、Xの行為の犯罪性について異論の余地は生じなかつたわけであるが、特定の信念ないしは教義に基づいて、第三者から見れば犯罪に該当するとしか考えられない行為が生徒に対してなされることも、場合により生じうるものと思われる。そのような場合、生徒自身がかかる信念、教義を受け入れているのみならず、保護者をはじめとする家族がむしろ生徒に対してかかる信念等を持つことを奨めている可能性も十分あるわけであり、学校として、果たしてかかる信念ないし教義に対する第三者から見た場合の評価に基づいて行動をしてよいかについては、極めて微妙かつ困難な判断が避けられないように思われる。

以上のような被害の予防のほか、不幸にして被害に遭ってしまった生徒の心身の回復に関する慎重な配慮が、学校関係者と保護者との協働により行われるべきことは、言うまでもないことであろう。

(筑波大学助教授・星野 豊)